薬物乱用防止教育のために
―教員向け参考資料―

＝解説編＝

令和８年１０月

大阪府教育委員会

大阪府

はじめに

全国的に若年者による大麻乱用の拡大状況が非常に深刻になっています。また、令和５年、本府における２０歳未満の大麻事犯による検挙者は、統計を開始した1992 年以降で最多となるとともに、全国最多となりました。

これまでも、小学校の先生方には体育の授業等において薬物乱用防止教育を実施していただいております。また、学校薬剤師や警察官などの外部講師を招いた薬物乱用防止教室についても、積極的に実施していただいております。

しかし、スマートフォンやSNSの普及等を背景として、前述のとおり若年者による大麻の乱用が激増していることは紛れもない事実です。こども家庭庁が実施した令和6年度青少年のインターネット利用環境実態調査によると小学生の98％以上がインターネットを利用しており、違法薬物に関する情報がインターネットや SNS を通じて小学生にも届く恐れがあります。そのため、早期の薬物乱用防止教育が重要です。

本府教育庁としても、小学校段階にも何らかの対策を講じる必要があると判断し、「薬物乱用防止教育」を有効かつ効率的に実施できるよう、薬物乱用防止教育に役立つ『指導参考事例集』を作成することといたしました。

令和3年度に『高等学校版』、令和4年度に『中学校版』を作成し、今年度は、これらの事例集を基に内容を精査し、新たに『小学校版』を作成しました。

薬物乱用により、かけがえのない自分自身を傷つけ、将来の夢や目標を失う子どもが一人でも減るよう、積極的な活用をお願いします。

令和8年10月

大阪府教育庁 教育振興室 保健体育課

目　次

【1】大阪府の薬物乱用の現況　3

【2】薬物乱用防止教育　6

◈コラム◈：インターネット上の大麻に関する誤情報　8

◈コラム◈：医薬品の濫用 etc　9

【3】これからの薬物乱用防止教育　14

【4】薬物乱用防止教室　18

【5】根拠条文等　19

【6】薬物乱用に関する相談窓口　26

【7】薬物乱用防止啓発 DVD 一覧　27

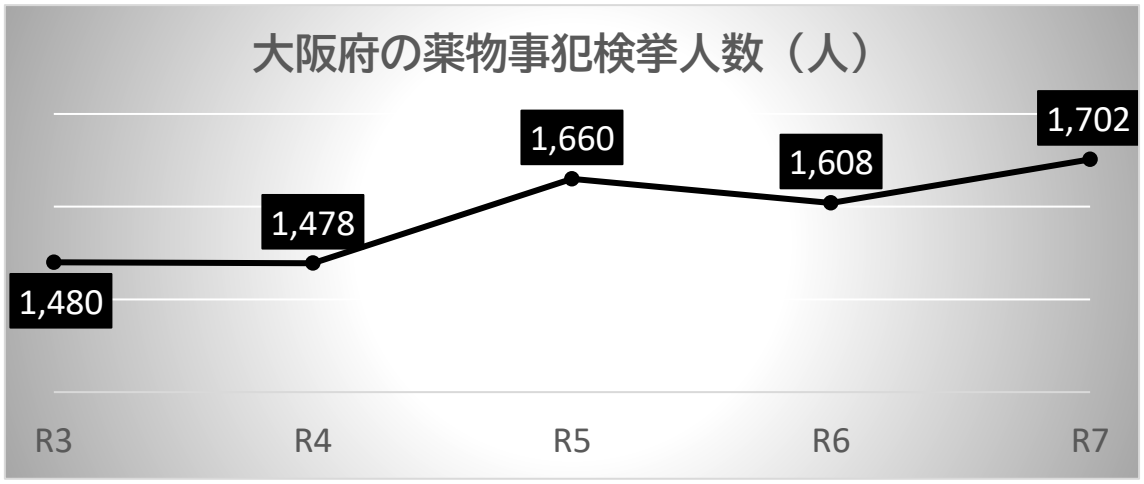
【8】閲覧可能な薬物乱用防止教育に関する書籍　33

【１】大阪府の薬物乱用の現況

（１）違法薬物全般

●薬物事犯検挙者数は、年々増加傾向である。

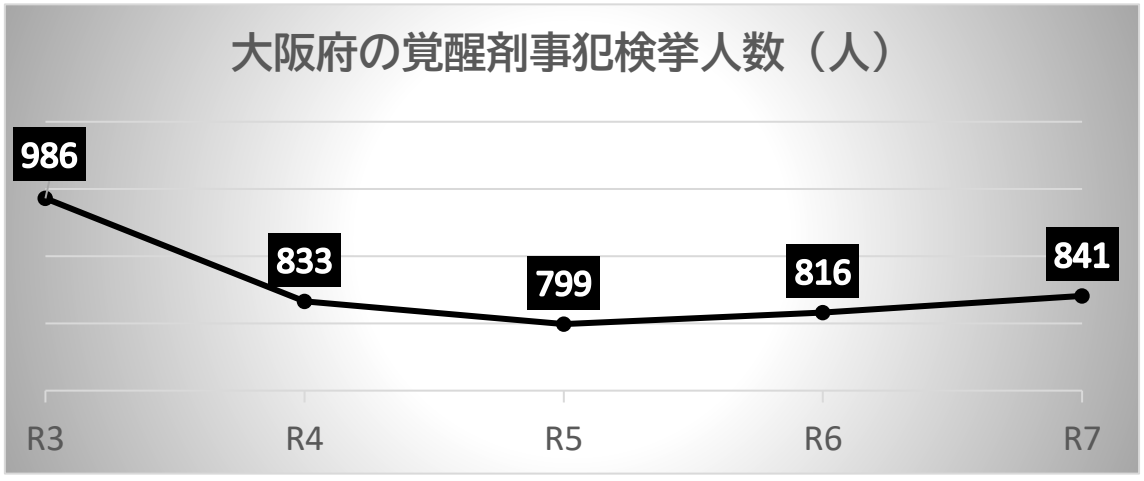
R3	R4	R5	R6	R7
1,480人	1,478人	1,660 人	1,608 人	1,702人



（２）覚醒剤

●覚醒剤事犯は減少傾向であるが、薬物事犯のうち依然として最多である。

R3	R4	R5	R6	R7
986人	833人	799 人	816 人	841 人



（3）危険ドラッグ

●人の身体に危害を及ぼすおそれのある成分を含みながら、ハーブ、お香、グミ等合法と誤解させる名称や用途を偽装して法律の規制を逃れるように販売されている薬物の総称。成分や含有量が不明であり、どのような影響が起こるのかわからず危険である。

●平成23年から全国的に危険ドラッグの乱用が拡大し、本府においても販売店舗が急増、多数の乱用者がけいれんや意識消失などを起こして救急搬送され、中には死亡する事例も出るなど、重大な健康被害を引き起こした。

●平成24年11月に「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」を制定し、関係機関が連携して販売店舗に徹底的に立入調査を実施するなど対策を講じた結果、平成27年3月には府内の販売店舗は撲滅され、令和4年まで報告されていなかった。

●、令和5年に入り、府内販売店舗の存在が確認され、いわゆる大麻グミをはじめとする未規制物質による健康被害が大阪府も含めて全国的に報告された。これを受け、対象成分を速やかに（知事）指定薬物へ追加指定するなど、対策を講じている。

（4）大麻

●大麻の乱用については、危険ドラッグ乱用の鎮静化と入れ替わるように急増しており、中でも若年者を中心に急激な広がりを見せている。

●大麻事犯検挙者は平成25年121人から令和7年 748人へと急増。特に20歳代の若者の割合が上昇している。

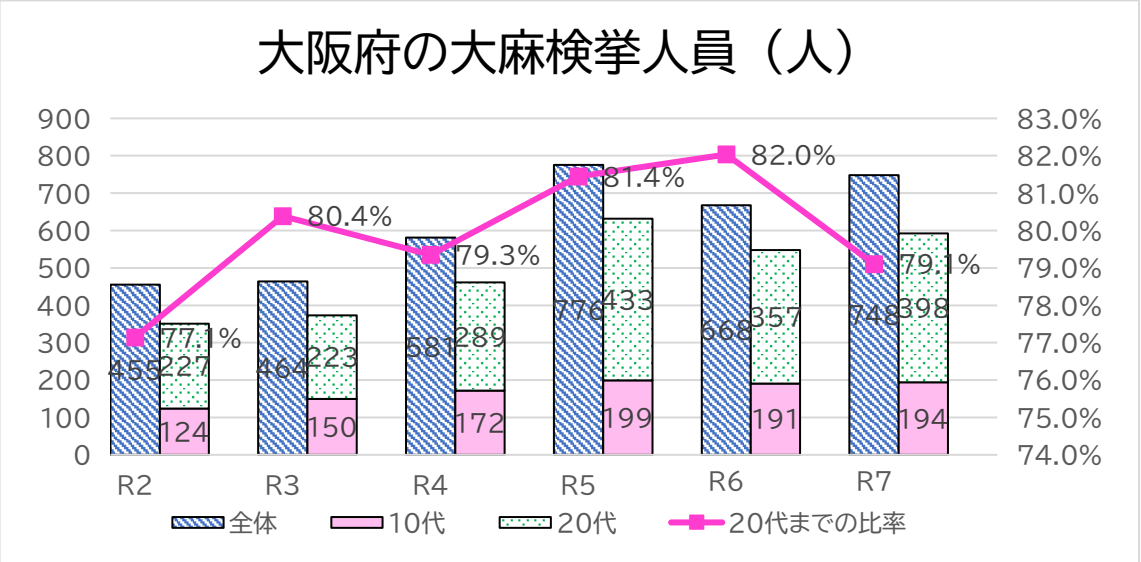
●令和7年に大麻事犯で検挙された 30 歳未満の若者は 592人で、全体の79%を占める。本府の青少年への大麻の蔓延は極めて深刻。





R3	R4	R5	R6	R7
464 人	580 人	773 人	668 人	748人

写真の出典 ：厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課
検挙数の出典：大阪府警ホームページ「薬物乱用の実態」より



(5) 医薬品

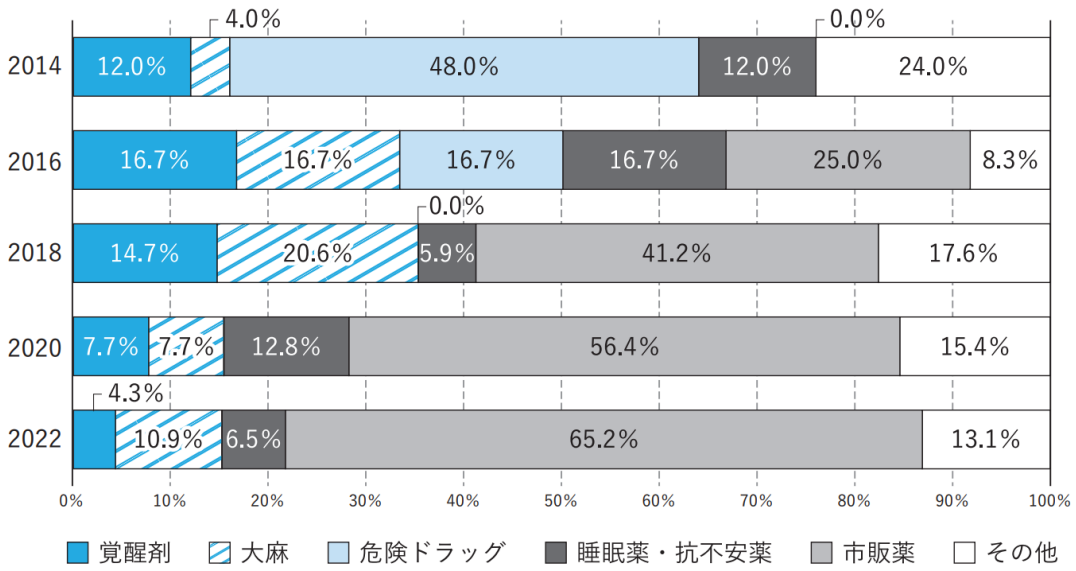
●平成26年頃には、ほとんど見られなかった市販薬による10代の依存症患者が、令和4年では、医療用の睡眠薬や抗不安薬によるものを含めると全体の7割を占めるまでに急増しており、若年層における市販薬濫用は深刻な課題となっている。

●近年、社会問題化している医薬品の過量服用、いわゆるオーバードーズは、医薬品の不適正使用であり、重度の意識障害などの健康被害を引き起こし、場合によっては死に至る非常に危険な行為である。

●令和 8 年 5 月から、オーバードーズ対策の一環として、対象となる市販薬の購入時における年齢確認や使用状況等の確認が強化された。

※ 医薬品は、医療機関などで処方される医療用医薬品と市販薬（OTC 医薬品）の2種に大別される。濫用によく使用される薬剤は、前者では睡眠薬等や咳止め薬、解熱鎮痛薬などが多く、後者ではかぜ薬（総合感冒薬）や咳止め薬が用いられることが多い。

全国の精神科医療施設を受診している薬物依存症の患者のうち、10代の患者の主たる薬物の年次推移



嶋根卓也．他：令和４年度厚生労働行政推進調査事業費補助金医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業「薬物乱用・依存状況の実態把握と薬物依存症者の社会復帰に向けた支援に関する研究」

≪まとめ≫

(1) 違法薬物全般・・・少しずつ減少しているが、依然として高水準で推移。

(2) 覚醒剤・・・薬物事犯のうち最も多いのは覚醒剤。

(3) 危険ドラッグ・・・令和6年度、販売店舗及び健康被害報告が確認された。

(4) 大麻・・・低年齢化。特に若年層を中心に急激な広がりを見せている。

(5) 医薬品・・・入手のハードルが低いことから、近年、若年層を中心に広がり、社会問題となっている。

【2】薬物乱用防止教育

（1）特に若年者層において急増する違法薬物について

1.大麻

大麻使用は、知覚の変化や学習能力の低下、運動失調、精神障害、薬物依存などの有害性が知られている。また、10代に使い始めると、成人に比べて、薬物依存となるリスクが高くなることが報告されている。さらに長く乱用を続けていると、統合失調症やうつ病を発症しやすくなり、認知機能が下がるほか、大麻をやめたくてもやめられなくなったりする。非常に有害な薬物である。

しかし、SNS 等において、「身体への悪影響がない」「少量ならば依存性がない」等の誤った情報が流れている。実際には、様々な悪影響を及ぼし徐々に使用量が増えてコントロールできなくなり、さらに刺激の強い薬物に手を出すようになることも多いことから、「ゲートウェイドラッグ」とも呼ばれている。

大麻事犯の検挙者には、大麻の危険性・有害性が正しく認識していない者が少なくない現状を踏まえ、子ども達に正しい知識を習得させる必要がある。

1）成分について

「大麻」には脳に作用する成分が含まれており、乱用すると、時間や空間の感覚がゆがんだように感じたり、記憶力が低下したり、自動車の運転等で瞬時の反応が遅れる等の悪影響がある。

令和 6 年 12 月 12 日から、大麻草の規制対象外である成熟した茎や種子を原料とする CBD（カンナビジオール）製品については、THC（テトラヒドロカンナビノール：麻薬及び向精神薬取締法の規制対象）の残留量が基準値以下であるものに限り流通が認められている。CBD 製品の多くは海外から輸入されており、CBD オイル、グミ、チョコレート等の食品、化粧品、電子たばこ関連製品など様々な形態で販売されている。これらの製品自体は違法ではないが、一部には THC が基準値を超えて含まれる製品が確認されていることから、利用には注意が必要。

2）大麻に関する世界の情勢

①カナダ、ウルグアイ、メキシコ、ルクセンブルク等の一部の国では、（医療目的ではない）大麻の使用を合法としている。その主な理由は、

〇既に一定数の国民が大麻を乱用してしまっているため

乱用者全員を逮捕することは現実的ではなく、ほとんどの国民が大麻を経験しない日本とは大きく事情が異なる。

〇国が管理することにより、若年層の乱用を防ぐため

合法化して国が管理することにより、流通を制限できる。大麻の有害性の影響を大きく受ける若年層の所持や使用・購入は禁止されている。

〇犯罪組織の資金源を断つとともに、安定的な税収が見込めるため

違法に流通する大麻による利益は犯罪組織のものとなる。合法化により税金が国などの収入となる。

②社会情勢を踏まえ、年齢制限、所持量制限、使用場所制限等の厳しい規制を設けた上で合法化したものであり、決して安全だから合法化したわけではない。

③カナダ、アメリカ等においても未成年者による大麻の使用は認められていない。

●大麻を国が管理することにより、若年層の乱用を防ぐ、犯罪組織の資金源を断つ、安定的な税収が見込める等を目的として合法化に踏み切った国もある。

●背景には、生涯で大麻を経験する人の割合（生涯経験率）の違いがある。

大人の半分近くが大麻を経験している国において、全件を取り締まり、全員を逮捕することは現実的ではない。一方で、日本では大麻を経験する大人はごくごくわずかである。

【具体例：カナダの場合】

〇2018年、カナダで大麻が合法化された。その主な目的は、

・若年層の乱用防止のため、大麻を国の管理下に置くため

・大麻販売による利益が犯罪組織に流れることを防ぐため

・税収を確保するため

※しかし、若年層の健康を守るため、未成年者への販売・譲渡は禁止されている。

〇合法化の背景には、日本との社会情勢の違いがある。

・大麻の生涯経験率（15歳以上）41.5%日本（15～64歳）1.4%とのデータがある。

カナダで乱用者全員を逮捕するのは現実的ではなく、日本とは社会情勢が全く異なる。

（出典：厚生労働省、現在の薬物乱用の状況、2017年）

【具体例：アメリカの場合】

○アメリカの一部の州でも大麻を合法化（連邦法では違法）している。その主な目的は、

・栽培と販売に課税して州の財源とし、税収を薬物乱用防止対策に役立てるため

・大麻を産業化して違法市場を減らすため

※しかし、若年層の健康を守るため21歳未満への販売・譲渡は違法としている。

○アメリカの一部の州で合法化された後の社会への影響は、

・大麻使用率 → 成人は増、未成年者は微増

・大麻使用による救急搬送事例 → 増

・THC陽性運転者が関与する交通事故 → 増

・0～5歳児の誤食による救急受診 → 増

◆◆◆ コラム　インターネット上の大麻に関する誤情報　◆◆◆

20歳未満の者による大麻の乱用が急増しています。その背景として、インターネット上で大麻に関する誤った情報が流布されていることや、大麻への接触・入手が容易になっていることが挙げられています。また、それらの情報を信じて大麻の使用に至る事例もみられます。

子ども達に正確な知識を伝え、十分に理解させた上で、その知識に基づいて自ら適切に判断ができるよう指導することが大切です。

× 「大麻は身体への悪影響がない」

× 「大麻が合法の国があるから、大麻は安全」

× 「大麻には依存性がない」

2.覚醒剤

覚醒剤は依存性、精神毒性の極めて高い危険な薬物であることを明確に指導することが必要である。また、覚醒剤に関する誤った情報や様々な誘いの手口の実例を挙げ、子ども達が適切に判断し、行動できる能力を高めることが重要である。

3.麻薬

検挙者数は大麻や覚醒剤に及ばないものの、近年増加傾向にある薬物である。医療で用いられるモルヒネやフェンタニルの他、コカインもこのグループに含まれる。

特に、MDMA 等錠剤型合成麻薬については、近年、検挙人員が増加傾向にある。その形状やカラフルな見た目に惑わされず、危険な薬物であることを理解させるような指導が大切である。

麻薬類は危険性や有害性が著しく高いため、依存性や耐性、個人および社会に及ぼす影響について学習する必要がある。

◆◆◆ コラム　　医薬品の濫用　◆◆◆

未成年者による一般用医薬品（OTC 医薬品）の濫用も問題になっています。

メチルエフェドリンやジヒドロコデインといった成分が配合された風邪薬、咳止め薬、解熱鎮痛剤、鎮静剤等を、決められた用法・用量を守らずに、過量に使用することは「薬物乱用」に当たり、重篤な健康被害や死亡につながる恐れがあります。

また、医師から処方された睡眠薬や抗不安薬などの医療用医薬品についても、指示された用法・用量を守らずに使用することは「薬物乱用」に当たり、依存や健康被害を招く危険があります。

医薬品は、適切な管理のもとで正しく使用されるべきものであり、発達段階に応じて、「医薬品の適正使用」の重要性について理解させることが大切です。

（2）脳はスーパーコンピューター

①私達の脳は膨大な情報を瞬時に処理し、生命活動や感情・行動などをコントロールするスーパーコンピューター。

②脳の主な働き

ⅰ）ものを考え、決断する司令塔としての働き：知的思考、感情コントロール、知覚、記憶、学習等。

ⅱ）歩く・走るといった運動をコントロールする働き：意識的な運動の制御

ⅲ）呼吸など、生命をコントロールする働き：自動的な運動の制御

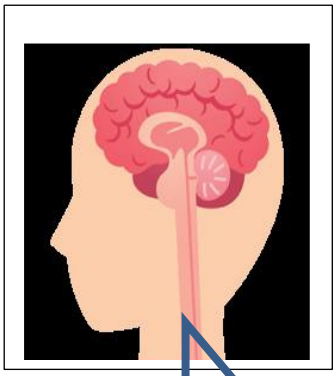
（3）薬物は脳にダメージを与える

⇒ 一度ダメージを受けた脳は、元には戻らない

運動　心臓や肺を動かす。手足を思い通りに動かす。

性格　他者の気持を理解するなど、社会性やモラルを司る。

記憶　過去に認識したことを整理して保管する。



薬物により脳がダメージを受けると…

呼吸困難やけいれんを起こしたり、ケガが増えたり、事故を起こしたりする。

感情のコントロールができず、薬物がないと不安になったり、家族や友だちより薬物を優先するようになる。

現実と記憶の区別がつかなくなり(幻覚・妄想)、物事を正しく認識できなくなる。

◆◆◆ コラム　エトミデート ◆◆◆

国内未承認の医薬品成分（麻酔導入薬）であるエトミデート（俗称：ゾンビたばこ）が含まれた製品（電子たばこで吸引できるリキッド状のもの）が乱用される事例が確認されています。エトミデートは、令和7年 5 月に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に定める「指定薬物」に指定されており、製造、輸入、販売、授与、所持、購入、譲受及び使用等が禁止されています。

エトミデートは使用すると手足がけいれんし、ゾンビのように見えることから「ゾンビたばこ」とも呼ばれています。当該成分を含む製品を摂取（乱用）すると、意識障害や呼吸抑制など、重大な健康被害が生じるおそれがあり、傷害事件や交通事故につながる事例も報告されています。決して買わない・使わない・関わらないようにしてください。

◆◆◆ コラム　水たばこ（シーシャ）にもご注意を ◆◆◆

「たばこと違って害が少ない」といった誤解から、若い女性を中心に水たばこを使用する人がみられます。専門のカフェやバーもあります。水たばこは、たばこ葉の煙を水に通して吸い込むため、有害物質が除去されて害が少ないと誤って認識されることがあります。

またFDA（米国食品医薬品局）は、水たばこは1回の喫煙時間が長いため、紙巻きたばこ 1 本の喫煙より多くの有害な化学物質を吸入する可能性があると指摘しています。

（日本医師会HP 参照）https://www.med.or.jp/forest/kinen/loveforthefuture/

（東京都 HP 参照）

https://www.metro.tokyo.lg.jp/information/press/2025/03/2025031927

◆◆◆ コラム　カフェイン ◆◆◆

覚醒作用があり眠気、倦怠(けんたい)感、頭痛の改善を目的として、医薬品に使用されています。また、コーヒーやお茶、コーラなどに含まれています。

カフェインを過剰に摂取すると、中枢神経系の刺激によるめまい、心拍数の増加、興奮、不安、震え、不眠症、下痢、吐き気等の健康被害が生じることがありますが、カフェインを一生涯摂取し続けても、健康に悪影響が生じないと推定される一日当たりの摂取許容量(ADI)は、個人差が大きいため、日本においても国際的にも設定されていません。

2015 年にカフェイン中毒による死亡事故が報じられて以降、カフェインの過剰摂取が注目されるようになり、その後の調査で他にも死亡例や救急搬送例が確認されています。

カフェインには依存性があることが知られており、過剰摂取や習慣的な摂取に注意が必要です。

(厚生労働省 HP 参照)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000170477.html

◆◆◆ コラム　エナジードリンク ◆◆◆

カフェインやアルギニンなどの成分を含み、覚醒感を与えることを特徴とした清涼飲料水です。製品によっては多量のカフェインを含むものもあり、含有量や摂取目安は商品ごとに異なります。アメリカでは 16 歳の健康な男子が短時間に多量のカフェイン摂取したことで死亡する事例が報告されています。

エナジードリンクを利用する際には、表示されているカフェイン含有量や摂取目安を確認し、飲みすぎないように心がける必要があります。

「(「興味をもって取り組める医薬品の教育　小・中・高等学校での実践事例集(日本学校保健会)」参照

https://www.gakkohoken.jp/books/archives/220

◆◆◆ コラム 依存と耐性について ◆◆◆

市販薬やエナジードリンクの濫用等では、「よく眠れた」「勉強に集中できた」「眠気が覚めた」「痛みがとれた」などの体験が繰り返されることで、脳内ではドーパミンやβエンドルフィンなどの神経伝達物質が放出され快感や幸福が感じられます。

使い続けるうちに耐性が生じ、同じ効果を得るために使用量が増え、健康被害を招く恐れがあります。依存は、薬物だけでなく、アルコール、たばこ、ギャンブル、ゲーム、インターネットなど、さまざまな対象に対して生じる可能性があります。そのため、身近なものでも適切に利用することが大切です。

（くすりの適正使用協議会 HP 参照）

https://www.rad-ar.or.jp/knowledge/post?slug=overdose

◆◆◆ コラム 20 歳未満の者はアルコールを分解する働きが未成熟 ◆◆

20 歳未満の者の飲酒は法律で禁止されています。

アルコールは胃や腸から吸収されて血液中に入り、全身を巡りながら、肝臓で徐々に分解されていきます。そのため、アルコールは体の様々な器官に影響を及ぼします。特に成長段階にある 20 歳未満の者はアルコールを分解する働きが十分に発達していないため、大人に比べて健康への影響を受けやすく、依存症の危険性が高まります。

（国税庁参照）https://www.nta.go.jp/taxes/sake/miseinen/04.pdf

◆◆◆ コラム 20 歳未満の者の喫煙防止 ◆◆◆

若いときからの喫煙は、20 歳以上になって吸い始めた人よりも肺がんなどによる死亡率が高くなり、吸わない人の約6倍の死亡率となっています。また、20 歳未満の者の喫煙の禁止に関する法律により、20 歳未満の者の喫煙は禁止されています。たばこの吸い始めは、主に「好奇心」や「友人のすすめ」という、些細な動機です。しかし、気軽な気持ちで吸い始めても、たばこの依存性によってやめられなくなり、健康被害を生じるおそれがあります。このような状況に陥らないために 20 歳未満の者が喫煙の健康への影響や依存性について正しく理解し、喫煙を始めないことが大切です。

（東京都保健医療局参照）

https://www.hokeniryo1.metro.tokyo.lg.jp/kensui/kitsuen/miseinenbousi/

【3】これからの薬物乱用防止教育

（1）これからの薬物乱用防止教育

予防教育として「ダメ。ゼッタイ。」が基本だが、これだけでは不十分であるともいわれている。保健体育科等の保健教育では、喫煙、飲酒、薬物乱用等の有害性や法律での禁止、誘いなどの開始要因などについて学び、規範意識の形成を図る。また、特別活動では誘いへの対処を通じて自己主張スキルを育成し、特別の教科 道徳では自尊感情や規範意識の育成を図る。さらに、総合的な学習の時間を活用することも考えられる。

なお、喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育を年間指導計画に位置付ける際には、体育科保健領域を中心としつつ、特別活動、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間との関連を図りながら、学校全体で計画的に実施することが重要である。また、指導方法についても、講義形式や動画視聴などに限らず、ブレインストーミングや事例を用いた学習、養護教諭や学校薬剤師等の参画などの工夫を図りながら実施することが重要である。

実践事例の一例

教科等	低学年	中学年	高学年
体育科 保健領域		健康な生活 健康に良い環境	不安や悩みへの対処 喫煙と健康 飲酒と健康 薬物乱用と健康
特別活動 学級活動	ぼく・わたしのよいところ	自分の気持ちを伝えよう 広告の影響について知ろう	お酒を勧められたとき ：基礎編「断り方を考える」 ：実践編「実際に断る」

（2）喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育と道徳教育との関連

学校における道徳教育は、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標としており、喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育における規範意識や自己決定力の育成とも密接に関連している。「特別の教科 道徳」では、各教科における道徳教育を補いその内容を深めたり発展させたりすることが求められている。体育科保健領域や特別活動、総合的な学習の時間等で行う喫

煙、飲酒、薬物乱用防止教育と関連させて指導することで、その効果が高めることができる。

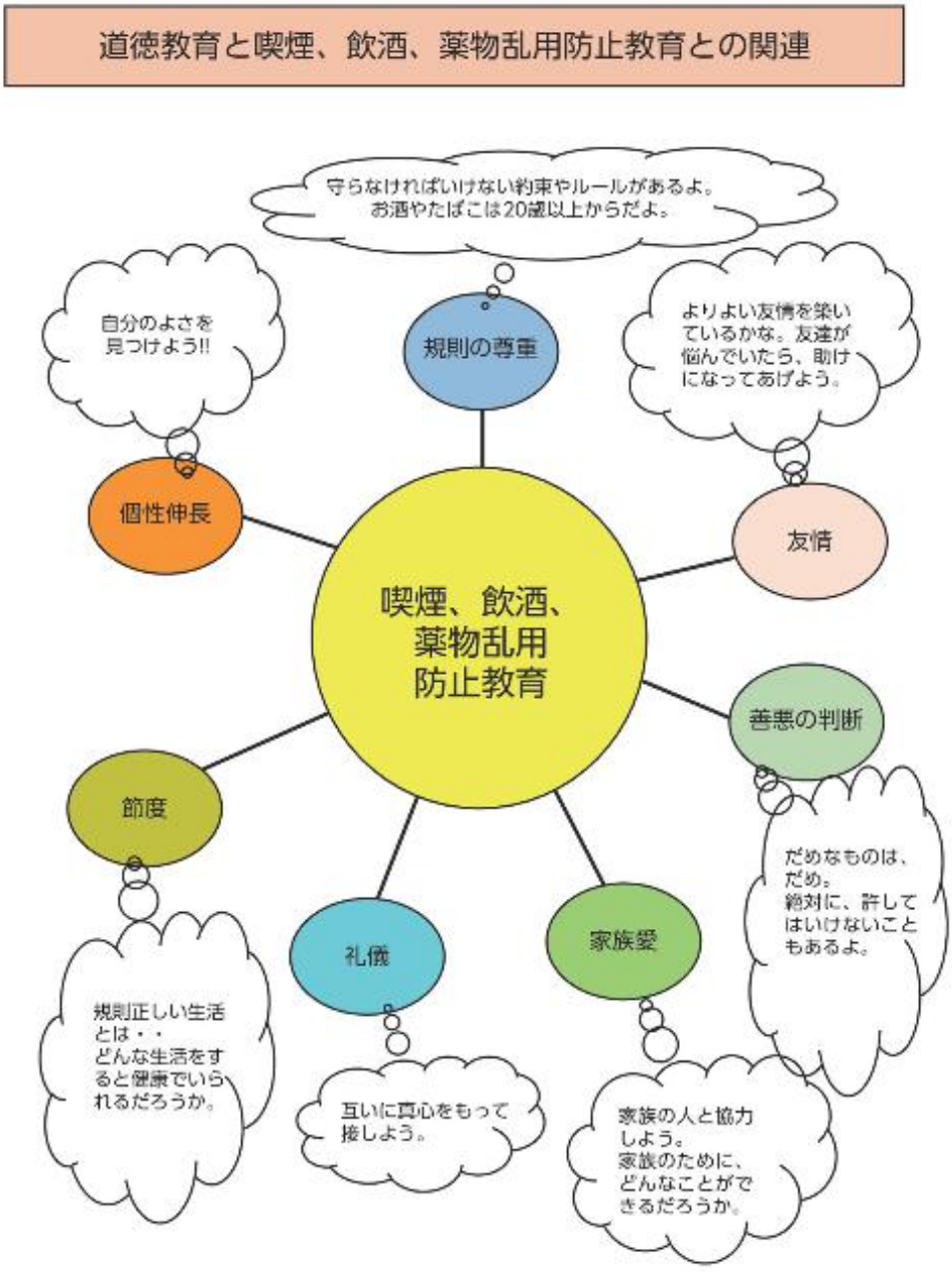


図6　道徳教育と喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育に関する関連

（公財）日本学校保健会、喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料　小学校編（令和元年度改訂）より

（3）ライフスキル教育

①ライフスキルとは、日常生活で生じる様々な問題や要求に対して、建設的かつ効果的に対処するために必要なのこと。

②「生きる力」そのものを身に付けさせる。

●基礎的・基本的な知識・技能を身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し行動し、よりよく問題を解決する資質・能力。

●自らを律しつつ他人と協調し、他人を思いやる心などの豊かな人間性。

●たくましく生きるための健康・体力。

③ライフスキルを獲得するためには、以下の 5 つのスキル（WHO）が重要。

ⅰ）意思決定・問題解決

課題を分析し、適切な選択や解決策を見いだす能力

ⅱ）創造的思考・批判的思考

多角的に考え、新たな発想を生み出すとともに、情報を客観的かつ論理的に判断する能力

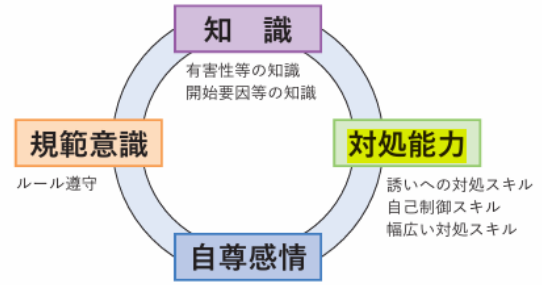
ⅲ）コミュニケーション・対人関係

他者と良好な関係を築き、自分の考えや気持ちを適切に伝える能力

ⅳ）自己認識・共感性

自分自身を理解するとともに、他者の立場や感情を理解する能力 ⅴ）感情対処・ストレス対処スキル

感情やストレスを適切に認識し、健康的に対処する能力



（公財）日本学校保健会、薬物乱用防止教室マニュアル（令和5年度改訂）より

（4）インターネット利用環境

現代の子どもは、低年齢から様々な機器を利用してインターネットに接する機会が多くなっており、保護者による適切な管理やルール作りなどが重要である。

子ども家庭庁による令和6年度の調査では、子どもの保護者の 96.2%が何らかの方法で子どものインターネット利用を管理していると回答している。

しかし、8 歳以上になると「インターネットを目の前で使わせている」と回答した保護者の割合が 50%を下回り、10 歳以上の小学生においては 22.7%まで減少する。

子供のインターネット利用に関する保護者の取組（低年齢層の子供の保護者）

	管理している（計）	ネット利用の管理は行っていない	無回答	目の前（画面が見える距離）で使わせている	利用してもよい時間や場所を決めて使わせている	対象年齢にあったサービスやアプリを使わせている	何を（内容）どれくらい（時間）使っているのか把握している	機器の設定で時間管理している（OS事業者提供サービスを含む）	フィルタリングを使っている	OS事業者提供サービスを利用してコンテンツ制限をしている	課金管理等その他の目的で管理を行っている
総数 （502人）	96.2%	3.0%	0.8%	59.2%	59.8%	45.8%	50.2%	8.6%	18.9%	5.2%	11.0%
2歳 （ 31人）	96.8%	3.2%	-	71.0%	54.8%	61.3%	38.7%	6.5%	3.2%	-	-
3歳 （ 46人）	95.7%	4.3%	-	80.4%	54.3%	45.7%	54.3%	2.2%	6.5%	2.2%	2.2%
4歳 （ 45人）	93.3%	6.7%	-	68.9%	53.3%	42.2%	55.6%	-	8.9%	2.2%	6.7%
5歳 （ 48人）	93.8%	4.2%	2.1%	77.1%	60.4%	50.0%	45.8%	2.1%	8.3%	4.2%	6.3%
6歳 （ 56人）	94.6%	3.6%	1.8%	51.8%	58.9%	50.0%	55.4%	1.8%	16.1%	1.8%	16.1%
7歳 （ 68人）	98.5%	-	1.5%	66.2%	73.5%	47.1%	50.0%	8.8%	23.5%	4.4%	16.2%
8歳 （ 79人）	98.7%	1.3%	-	43.0%	59.5%	35.4%	53.2%	13.9%	26.6%	11.4%	13.9%
9歳 （101人）	97.0%	3.0%	-	40.6%	65.3%	44.6%	48.5%	19.8%	36.6%	8.9%	15.8%
小学生・保護者（10歳以上）（467人）	95.1%	3.4%	1.5%	22.7%	56.7%	47.5%	54.0%	28.7%	52.7%	19.9%	35.3%

こども家庭庁、令和6年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 より

【4】薬物乱用防止教室

（1）薬物乱用防止教室とは

①薬物乱用防止教室とは、学校保健計画に位置付けられたる指導のひとつ。

②文部科学省初等中等教育局長通知の事務連絡（令和5年8月9日付5文科初第947号「薬物乱用防止教育の充実について」）において、「薬物乱用防止教室は、学校保健計画に位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めること。」とされている。また「薬物等に関する専門知識を有する警察職員、麻薬取締官、学校薬剤師、矯正施設職員、保健所職員、税関職員等と連携し、学校等における薬物乱用防止教室の充実強化を図ること。なお、薬物乱用防止教室は、外部専門家による指導が望ましいものの、国や都道府県教育委員会等が開催する研修会等において研修を受けた薬物乱用防止教育に造けいの深い指導的な教員の活用も考えられること。」とされている。

（2）薬物乱用防止教室開催までのスケジュール

	時期、内容	注意点
企　画 ⇩	前年度末に次年度の学校保健計画に基づき、薬物乱用防止教室開催の予定を立てる	・テーマ、実施時期、対象学年、ねらい、講師及び学校担当者等を検討
打合せ ⇩	企画に基づき、概要や児童生徒の状況などについて講師と打合せをする ※日程、講師と学校との役割分担、事前指導、アンケート実施の有無、準備物など。	・講演の趣旨・目的（非行防止、健康教育等）や実施形態（学校薬剤師･警察官との連携の有無）を事前に講師と共有 ・対象学年、参加人数、会場等の実施条件を伝達 ・機材（パソコン等）の準備や操作補助の要否を確認 ・必要に応じて大阪府警察の薬物乱用防止啓発車両（レインボー号等）の活用を検討 ・関係機関との連携や役割分担について事前に調整する
準　備 ⇩	当日配布資料、DVD 教材の準備、教員との役割分担	・DVD の内容や使用時間を事前確認（わかりやすいか、不適切な表現がないか） ・事前視聴や事前指導も有効 ・音響･映像機器の確認（不具合による学習効果の低下防止）
教室開催	事前に機器の操作を依頼された場合等には、講師の補助ができるよう準備しておく	
事後指導 まとめ	ワークシートの作成、アンケート、感想	・ワークシートやアンケート等による振り返り ・パンフレット等は講演後に配付することも効果的 ・成果や課題の共有と、次回の取組への活用 ・必要に応じて保健だより等でフィードバックする

【5】根拠条文等

（1）小学校 学習指導要領（平成29年告示）

●第2章 各教科

第９節 体育

第2 各学年の目標及び内容

【第５学年及び第６学年】

２ 内容 Ｇ保健

（3）病気の予防について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 病気の予防について理解すること。

（エ）喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。

３ 内容の取扱い

（7）内容の「G保健」については、（1）及び（2）を第5学年、（3）を第6学年で指導するものとする。また、けがや病気からの回復についても触れるものとする。

（8）内容の「G保健」の（3）のアの（エ）の薬物については、有機溶剤の心身への影響を中心に取り扱うものとする。また、覚醒剤等についても触れるものとする。

（2）小学校 学習指導要領（平成29年告示） 解説 体育編

●第2章 体育科の目標及び内容

第2節 各学年の目標及び内容【第5学年及び第6学年】

２ 内容 Ｇ保 健 (3) 病気の予防

病気の予防について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(エ) 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。

病気の予防については、病気の発生要因や予防の方法について理解できる

ようにする必要がある。また、喫煙、飲酒、薬物乱用が健康に与える影響について理解できるようにする必要がある。さらに、病気の予防に関する課題を見付け、よりよい解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現できるようにする必要がある。

ア　知識

(エ) 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康

㋐喫煙については、せきが出たり心拍数が増えたりするなどして呼吸や心臓のはたらきに対する負担などの影響がすぐに現れること、受動喫煙により周囲の人々の健康にも影響を及ぼすことを理解できるようにする。また、喫煙を長い間続けるとがんや心臓病などの病気にかかりやすくなるなどの影響があることについても触れるようにする。

飲酒については、判断力が鈍る、呼吸や心臓が苦しくなるなどの影響がすぐに現れることを理解できるようにする。なお、飲酒を長い間続けると肝臓などの病気の原因になるなどの影響があることについても触れるようにする。その際、低年齢からの喫煙や飲酒は特に害が大きいことについても取り扱うようにし、未成年の喫煙や飲酒は法律によって禁止されていること、好奇心や周りの人からの誘いなどがきっかけで喫煙や飲酒を開始する場合があることについても触れるようにする。

㋑薬物乱用については、シンナーなどの有機溶剤を取り上げ、一回の乱用でも死に至ることがあり、乱用を続けると止められなくなり、心身の健康に深刻な影響を及ぼすことを理解できるようにする。その際、覚醒剤を含む薬物乱用は法律で厳しく規制されていることにも触れるようにする。

イ　思考力、判断力、表現力等

病気の予防に関わる事象から課題を見付け、病気を予防する視点から解決の方法を考え、適切な方法を選び、それらを説明することができるようにする。

［例示］

・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康について、それらの害や体への影響を考えたり、地域の様々な保健活動の取組の中から人々の病気を予防するための取組

を選んだりすること。

（3）中学校 学習指導要領（平成29年告示）

●第2章 各教科

第7節 保健体育

第2 各学年の目標及び内容

【保健分野】

2 内容

（1）健康な生活と疾病の予防について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 健康な生活と疾病の予防について理解を深めること。

（エ）喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること。また、これらの行為には、個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があること。

3 内容の取扱い

（4）内容の（1）のアの（エ）については、心身への急性影響及び依存症について取り扱うこと。また、薬物は、覚醒剤や大麻等を取り扱うものとする。

（4）中学校 学習指導要領（平成29年告示）解説 保健体育編

●第2章 保健体育科の目標及び内容

第2節 各分野の目標及び内容

〔保健分野〕

2 内容

（1）健康な生活と疾病の予防

ア 知識

（エ）喫煙、飲酒、薬物乱用と健康

㋒ 薬物乱用と健康

薬物乱用については、覚醒剤や大麻を取り上げ、摂取によって幻覚を伴

った激しい急性の錯乱状態や急死などを引き起こすこと、薬物の連用により依存症状が現れ、中断すると精神や身体に苦痛を感じるようになるなど様々な障害が起きることを理解できるようにする。

また、薬物乱用は、個人の心身の健全な発育や人格の形成を阻害するだけでなく、社会への適応能力や責任感の発達を妨げるため、暴力、非行、犯罪など家庭・学校・地域社会にも深刻な影響を及ぼすこともあることを理解できるようにする。

喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、好奇心、なげやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、断りにくい人間関係、宣伝・広告や入手し易さなどの社会環境によって助長されること、それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにする。また、体育分野との関連を図る観点から、フェアなプレイに反するドーピングの健康への影響についても触れるようにする。

(5) 高等学校　学習指導要領（平成30年告示）

●第2章　各学科に共通する各教科

第6節　保健体育　　第2款　各科目

第2　保健

2　内容

(1) 現代社会と健康について、自他や社会の課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　現代社会と健康について理解を深めること。

(エ) 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康

喫煙と飲酒は、生活習慣病などの要因になること。また、薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないこと。それらの対策には、個人や社会環境への対策が必要であること。

3　内容の取扱い

(3) 内容の(1)のアの(エ)については、疾病との関連、社会への影響などについて総合的に取り扱い、薬物については、麻薬、覚醒剤、大麻等を取り扱うものと

する。

（6）高等学校　学習指導要領（平成 30 年告示）解説

●第2章　保健体育科の目標及び内容

第2節　各科目の目標及び内容

［保健］

3　内容

（1）現代社会と健康について、自他や社会の課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　知識

（エ）喫煙、飲酒、薬物乱用と健康

㋑　薬物乱用と健康

コカイン、MDMA などの麻薬、覚醒剤、大麻など、薬物の乱用は、心身の健康、社会の安全などに対して深刻な影響を及ぼすことから、決して行ってはならないことを理解できるようにする。その際、危険ドラッグの問題があることにも適宜触れるようにする。 また、薬物乱用を防止するには、正しい知識の普及、健全な価値観や規範意識の育成などの個人への働きかけ、及び法的な規制や行政的な対応など社会環境への対策が必要であることを理解できるようにする。その際、薬物乱用の開始の背景には、自分の体を大切にする気持ちや社会の規範を守る意識の低下、周囲の人々からの誘い、断りにくい人間関係、インターネットを含む薬物を手に入れやすい環境などがあることにも適宜触れるようにする。

（7）薬物乱用防止教育の充実について

（令和5年8月9日付5文科初第947号　文部科学省初等中等教育局長通知 ）

●「第六次薬物乱用防止五か年戦略」における留意事項

1．学校における薬物乱用防止教育は、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科、特別活動の時間はもとより、道徳、総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通じて指導を行うこと。

2. 児童生徒が、薬物乱用の危険性・有害性のみならず、薬物乱用は、好奇心、投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、断りにくい人間関係、宣伝・広告や入手しやすさなどの社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにするため、指導方法の工夫を行うこと。その際、都道府県教育委員会等においては、教職員に対する研修機会の拡充を図ること。

3. 薬物乱用防止教室は、学校保健計画に位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めること。その際、都道府県教育委員会においては、私立学校主管部課等と十分な連携を取り、私立学校主管部課等においては所管する私立学校において薬物乱用防止教室の開催を促進すること。

4. 薬物等に関する専門知識を有する警察職員、麻薬取締官、学校薬剤師、矯正施設職員、保健所職員、税関職員等と連携し、学校等における薬物乱用防止教室の充実強化を図ること。なお、薬物乱用防止教室は、外部専門家による指導が望ましいものの、国や都道府県教育委員会等が開催する研修会等において研修を受けた薬物乱用防止教育に造けいの深い指導的な教員の活用も考えられること。

5. 学校警察連絡協議会、研修、講演等を通じて、地域における青少年の薬物乱用について情報交換を行うなど、学校と警察等の関係機関との連携を一層強化すること。

6. 都道府県等が開催する薬物乱用防止教室指導者研修会等は、教員以外の指導者による効果的な指導に必要な薬物乱用に関する最新の知見のみならず、児童生徒の発達段階、学校における指導状況等への理解を深めるよう、内容を充実すること。その際、公益財団法人日本学校保健会が作成・配布している「薬物乱用防止教室マニュアル」を参考にしつつ、外部専門家の参加を得るため、関係機関等との連携の充実を図ること。

7. 大学等の学生等に対して、薬物乱用防止に関する啓発を推進するため、大学等においては、入学時のガイダンスなど様々な機会を通じ学生等に対して薬物乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めること。その際、文部科学省が関係省庁と連携し作成・配布している「薬物のない学生生活のために」等の啓発用パ

ンフレットの積極的な活用等により、指導・啓発の充実を図ること。

（8）令和8年度　府立学校に対する指示事項

●第2章　豊かな心と健やかな体の育成

○13.「健康教育の充実」

（7）大麻・覚醒剤等の薬物乱用防止教育の推進

・府内における未成年者の大麻乱用が急速に拡大し、極めて深刻な事態となっている。指導計画を策定し、学校薬剤師や警察官等の専門家等による薬物乱用防止教室を年1回以上開催すること。その際、保護者への啓発を含め、学校教育活動全体を通じて取り組むことが重要である。また、「危険ドラッグ」の危険性についても理解させること。

・医薬品の正しい使い方に関する指導を薬物乱用防止教育と関連付けて指導し、医薬品の目的外使用も薬物乱用であることを理解させること。

・小学部においても、地域の実情に応じて薬物乱用防止教室の開催に努めること。

（9）令和 7 年度　市町村教育委員会に対する指導・助言事項

●第2章　豊かな心と健やかな体の育成

○12. 健康教育の充実

＜（7）喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実＞

・　大麻・覚醒剤等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付け、喫煙・飲酒・医薬品の適正使用とともに、指導計画を策定し、保護者への啓発を含め、学校教育活動全体を通じて取り組むこと。

・　中学校においては、学校薬剤師や警察官等の専門家等による薬物乱用防止教室を年1回以上開催するとともに、「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例<https://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/idorajorei/index.html>」を踏まえ、市販薬等の誤った使用の危険性についても理解させること。

・　小学校においては、地域の実情に応じて薬物乱用防止教室の開催に努めること。

【6】薬物乱用に関する相談窓口

（令和8年９月時点）

薬物の乱用に関わってしまった場合、まずは親、教員、友だちなどへ相談するよう伝えるとともに、匿名で相談に乗ってくれる守秘義務を負った相談機関があることをぜひ伝えてください。

■精神保健福祉センター相談窓口		
●大阪府こころの健康総合センター	依存症専門相談	06−6691−2818
	こころの電話相談	06−6607−8814
●（大阪市民の方）		
大阪市こころの健康センター	依存症専門相談	06−6922−3475
●（堺市民の方）		
堺市こころの健康センター	薬物依存相談	072−245−9192
■覚醒剤等に関する情報・相談		
●大阪府警察本部刑事部薬物対策課	覚醒剤１１０番	06−6943−7957
●厚生労働省近畿厚生局麻薬取締部内	「麻薬・覚醒剤」相談電話	06−6949−3779
■少年・青少年の非行等に関する相談		
●大阪府警察本部生活安全部少年課少年育成室	少年相談（グリーンライン）	06−6944−7867
	青少年クリニック	06−6773−4970
●大阪府少年サポートセンター	中央	06−6772−4000
	池田	072−710−3617
	梅田	06−6362−2225
	枚方	072−843−2000
	難波	06−6211−3400
	富田林	0721−25−4922
	八尾	072−992−3256
	岸和田	072−423−2486
	堺	072−274−2355
	茨木	072−625−6677
●大阪法務少年支援センター(大阪少年鑑別所内)		072−228−5383
■広報啓発活動に関する相談		
●大阪府健康医療部生活衛生室薬務課	麻薬覚醒剤等対策本部事務局	06−6941−9078

【7】薬物乱用防止啓発 DVD 一覧

番号	タイトル	内　容	発売元等	形態	時間	対象
2	TRAP「罠」	軽い気持ちで覚せい剤に手を出す OL、遊び感覚で MDMA を飲む大学生、気分を高めるため大麻を吸う会社員といった身近に潜む薬物の罠にかかる若者たちの姿を描きだすことで、薬物の罠に近付かないよう警告しています。	警察庁	DVD	30分	青少年から一般
5	破滅！薬物乱用の恐怖	薬物乱用のために、薬物依存症になってしまった女性へのインタビュー、治療にあたる現場の医師、薬物依存症の若者の更生に努める高等学校の教師を取材しています。薬物の恐ろしさと、薬物乱用が与える身体・精神・社会への影響を理解し、薬物に対して、絶対手を出さないという毅然とした姿勢と、強い意志を持つことの大切さを伝えています。	一橋出版	DVD	20分	高校生から一般
20	小学校保健シリーズ ６年 自分を大切に～たばこ・飲酒・薬物乱用のゆうわくに負けないために～	たばこ・酒・薬物に手を伸ばした子どもたちの前に現れたダメダメマンが、それぞれの恐ろしい害を解説していきます。喫煙、飲酒、薬物乱用が心身にどのような影響を及ぼすのか、その危険性を理解させ、誘惑に対する効果的な断り方を考えることをねらいとしています。（この DVD 教材は、学研版教科書「新・みんなの保健 5・6 年準拠）	学研	DVD	15分	小学生
21	10min.ボックス生活指導２（薬物依存の怖さ知っていますか？大麻の怖さ知っていますか？）	成長期の若者の心身にさまざまな悪影響をおよぼす喫煙、飲酒、薬物乱用・・・。社会的にも深刻な問題となっている未成年の生活習慣について、生徒たちが自ら問題を理解し、考えるきっかけをつくります。	NHK エンタープライズ	DVD	20分	中学生から高校生
22	薬物乱用はなぜ「ダメ。ゼッタイ。」か？	近野成美さんが案内役で、薬物乱用問題についての正しい知識を解説したものです。	麻薬・覚せい剤乱用防止ｾﾝﾀｰ	DVD	17分	小学生（高学年）から一般
23	キッパリことわる 薬物乱用に”NO”	CGキャラクター（悪魔）をたてて、小学生に薬物の正しい知識や乱用した際の影響を伝えます。その中で、誘いの手口や断り方の具体的な例も提示しています。	東映（株）教育映像部	DVD	17分	小学生（6 年生）

24	知っていますか 薬物の真実「体験者は警告する」	薬物体験者自身の、強い説得力を持つ言葉で、「薬物の真実」つまり「薬物乱用の本当の怖さ」を伝えていきます。軽い気持ちや好奇心で薬物に手を出すことが果たしてどんな結果を招くのか、その真実を明らかにします。	東映(株)教育映像部	DVD	21分	中学生から高校生
25	「ダメ。ゼッタイ。」薬物乱用は脳を破壊する!	近野成美さんがみなさんと一緒に学びます。薬物乱用をすると私たちの最も大切な脳が破壊される。破壊された脳はどんな治療をしても、決して元には戻りません。それに、一旦、乱用を始めると、自分の意思では止められない依存症になります。	麻薬・覚せい剤乱用防止ｾﾝﾀｰ	DVD	15分	中学生から一般
26	NO!ドラッグ人生の別れ道	薬物の誘惑・転落・断り方をドラマ仕立てでわかりやすく解説。全編(30分)に加え、短縮版(18分)でドラマ部分のみ再生可能。近年、社会問題となっている大麻の不正栽培に言及。	東京都福祉保健局	DVD	30分 (18分)	高校生から一般
27	「ダメ。ゼッタイ。」薬物乱用は人をダメにする!	最近若者の間に猛威を奮っている「違法ドラッグ(脱法ドラッグ)」についても取り上げています。薬物乱用はなぜ、「ダメ。ゼッタイ。」について、わかり易く理解できます。	麻薬・覚せい剤乱用防止ｾﾝﾀｰ	DVD	15分	小学生(高学年)から一般
28	福岡県薬物乱用防止啓発用DVD	解説編とドラマ編の2つのチャプターで構成。 ●解説編「手を出したらゼッタイにダメ!～薬物の危険な話～」(約18分) 薬物の種類や身体に与える影響などの基本的な解説に加え、薬物に誘われたときの断り方などを分かりやすく説明しています。また、薬物を過去に体験した人の体験談も盛り込み、薬物の恐ろしさを伝えています。 ●ドラマ編「薬物使用のその先に・・・～少年A「殺さなきゃ」と思った～」(約25分) 友人に誘われ、薬物に手を出してしまった少年。薬物乱用により、彼と彼の家族にどのような結果が待っているのかをドキュメンタリータッチで描いたドラマです。	福岡県保健医療介護部薬務課	DVD	43分 (18分) (25分)	小学生から高校生
29	薬物乱用はダメ。ゼッタイ。～脳を科学する～	「ダメ。ゼッタイ。」君、博士にプラスで「ダメくま君」が初登場。薬物乱用がなぜ「ダメ。ゼッタイ。」なのか、脳への弊害を科学します。また、最近猛威を奮っている脱法ドラッグ(違法ドラッグ)についても取り上げています。	麻薬・覚せい剤乱用防止ｾﾝﾀｰ	DVD	15分	小学生(高学年)から一般

30	「ダメ。ゼッタイ。君」と「ダメ。くま君」の薬物乱用防止教室	薬物乱用がなぜ「ダメ。ゼッタイ。」なのか、一番大切な脳が破壊（はかい）されるからです。このことを「ダメ。ゼッタイ。君」と「ダメ。くま君」 がわかりやすく説明していきます。また、最近猛威を奮っている危険ドラッグについても取り上げています。	麻薬・覚せい剤乱用防止ｾﾝﾀｰ	DVD	15 分	小学生（高学年）から一般
31	危険ドラッグは“毒”だ!	独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター 和田清部長 監修のもと、危険ドラッグの解説をしています。	麻薬・覚せい剤乱用防止ｾﾝﾀｰ	DVD	15分	中学生から一般
32	愛する自分を大切に! 薬物乱用はダメ。ゼッタイ!	「ダメ。ゼッタイ君」と「ダメ。くま君」の薬物乱用防止教室 パート2 薬物乱用はなぜ「ダメ。ゼッタイ。」なのかと危険ドラッグの恐ろしさ。とくに、中身が何が入っているか分からないことなどを解明します。	麻薬・覚せい剤乱用防止ｾﾝﾀｰ	DVD	15分	小学生（高学年）から一般
33	薬物乱用はダメ。ゼッタイ。 ～やさしい解説～	埼玉県立精神医療センター協力のもと、薬物乱用がいかに危険で恐ろしいかを医師の話を交え、身体に及ぼす影響や薬物依存について分かり易く解説しています。なぜ、薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」なのかを学びましょう。	麻薬・覚せい剤乱用防止ｾﾝﾀｰ	DVD	15分	小学生（高学年）から一般
34	身近にひそむ薬物乱用（手話通訳入り）	現役の小学校養護教諭のお話で、身近にひそむ薬物乱用の危険を学ぶことができます。	麻薬・覚せい剤乱用防止ｾﾝﾀｰ	DVD	15分	小学生以上
35	若者の未来を守るために違法薬物撲滅を目指して	危険ドラッグ乱用者が起こした交通死亡事故の被害者家族へのインタビューや事故時のドライブレコーダーの実際の映像※を中心に構成されており、被害者の視点から、薬物乱用が決して個人の自由で許されるものではなく、多くの人を巻き込んで不幸にする社会全体の問題であることがリアリティを持って語られています。危険ドラッグだけでなく、覚醒剤や大麻など、様々な種類の薬物乱用の恐ろしさを科学的に分かりやすく解説しています。※ 実際の事故の衝撃的な映像を含みます。教職員等で事前に内容をご確認の上、上映対象者の年齢や発達の状態等に応じてご使用ください。	国際ロータリー第 2660 地区	DVD	18分	高校生から一般
36	薬物汚染を許さない!	年間一万を超える覚醒剤事犯の検挙人数・・・さらに若年層を中心に大麻の検挙人数が増加傾向に。薬物汚染の実態を「大麻乱用」「ネット密売」	（公財）警察協会	DVD	40分	青少年から一般

	～未来の日本のために～	「運び屋を使った密輸」の3つのケースで探ります。 ●警察協会のサイトから試聴可能です。⇒ https://www.keisatukyoukai.or.jp/pages/23/				
37	薬物乱用から自分を守る	乱用される薬物の特徴と影響について、大切な脳の構造を破壊する過程についてポイントを絞って分かりやすく解説しています。 国立精神・神経医療研究センターが実施している全国住民調査（2017）のデータから大麻の影響力が増大している実態を示し、違法薬物の最新動向や意識変容に触れそこから自分を守る術を学んでいただきます。	麻薬・覚せい剤乱用防止ｾﾝﾀｰ	DVD	15分	小学生（高学年）から一般
38	大麻警報発令中！ ～アイメッセージで断ろう～	乱用が拡大している大麻についてその危険性・有害性を分かり易く伝えながら、それでもなぜ使用してしまうのか、どう断ればいいのか、その対応と対策について具体的に提示します。「ダメ。ゼッタイ。」君と「ダメ。くま」君の 2 人が投げかけた疑問に医療専門家が的確に丁寧に答えていくことで基礎知識から徐々に自分自身にとって身近な問題であることに気づき、考える構成になっています。全編最新の大麻特集ですが、その他乱用される薬物についても共通する大切な身の守り方を学ぶことができます。 ○麻薬・覚せい剤乱用防止センターのサイトに、指導者向けに DVD の有効な使い方や本編内では説明しきれなかったポイント解説をまとめた資料が掲載されています。⇒ https://dapc.or.jp/tebiki/	麻薬・覚せい剤乱用防止ｾﾝﾀｰ	DVD	16分	小学生（高学年）から一般
39	薬物乱用はなぜいけないのか	大麻を始めとした危険な薬物の種類とその有害性を紹介し、これらの薬物乱用が引き起こす問題点を示していきます。また、喫煙・飲酒の害や、医薬品の乱用の危険性についても解説。薬物乱用から薬物依存になっていく恐ろしさを伝え、薬物を拒絶する強い意思を持たせる、ドラマ形式の教材です。	東映（株）教育映像部	DVD	19分	中学生から高校生

40	今、薬物問題を考えよう！ ～私たちの未来のために～	薬物乱用はなぜ無くならないのか？このまま拡大が続くと、私たちの未来はどうなるのか？ 普段の生活の中でなかなか実感しにくい薬物問題のリアルな実態を元麻薬取締官から聞くことで「今まで自分が持っていたイメージが実は違っていた、これまで見聞きしていた理解だけでは足りなかった」ことに気づいて、改めて自分や家族や社会にとって何が大切なことかを考えてみる。大人への入り口年齢であり、情報吸収力の豊かなデジタルネイティブ世代の行動変容に繋げることを企画のテーマに設定されています。	麻薬・覚せい剤乱用防止ｾﾝﾀｰ	DVD	18分	中学生から一般
41	それってホント？ 事例でみる薬物乱用	「1 回だけなら大丈夫？」「いつでもやめられる？」「合法な国もあるから安全？」「個人の自由？」 4 つの事例をもとに、自分はどう考えるか、他の人の意見はどうか、みんなで意見や感想を出し合って考えてみませんか。ダメ。ゼッタイ。博士が、分かりやすく解説します。 「エビデンスピラミッド」 ネット上に溢れる様々な言説から正しい情報を見極めるためのヒントにも触れられています。	麻薬・覚せい剤乱用防止ｾﾝﾀｰ	DVD	16分	小学生（高学年）から高校生
42	薬物のはなし ～どうして学ばなきゃいけないの？～	「薬物乱用」という行為が自分の心とからだにどれだけ危険なことなのか、またその行為は自分の周りにどのような影響を及ぼすのか、更にもしも薬物乱用が広がってしまったら私たちの社会はどうなってしまうのか、まずは身近に迫る危険な薬物乱用について気づいて、手を出さないための知識について知り、その上で自分たちに出来ることは何かを考えるきっかけにしてもらいたいとの願いを込めた啓発動画です。	麻薬・覚せい剤乱用防止ｾﾝﾀｰ	DVD	15分	小学生（高学年）から中学生
43	Think about drugs! ～私たちの選択～	薬物の問題についてはこれまで学んできており、『ダメ。ゼッタイ。』は知っていて、ある程度の知識と悪いことだとの認識は持っている。それでもついネットや SNS で交わされる様々な情報、身近な友人同士との会話などを通じて、興味を持ってしまうかもしれない。 そんな年代の若者を対象に、まずは「事実を知ること」が重要であり、それが自分自身の健康を守	麻薬・覚せい剤乱用防止ｾﾝﾀｰ	DVD	15分	高校生から一般

		ることになり、同時に「大切な友人を救うこと」にも繋がることを気づかせる内容になっています。				
44	未来を選ぶ力 ～薬物についての大切なメッセージ～	薬物乱用防止教育に初めて触れる小学校高学年の児童にも、分かりやすく親しみやすい内容となるよう制作されています。 １コマの授業時間内で無理なく活用できるよう、「A：薬物って何だろう？」（13 分）と「B：薬物乱用と社会」（7 分）の２つのメニューに分かれており、それぞれを独立した教材として単独で使用することも可能です。 アニメーション形式で展開される本作では、擬人化された「ダメ。ゼッタイ。」博士が、小学 6 年生の「そうたくん」に向けて授業を行う形でストーリーが展開され、子どもたちにも親しみやすく、自然に内容が理解できる工夫がなされています。	麻薬・覚せい剤乱用防止ｾﾝﾀｰ	DVD	20分	小学生 （高学年）

（令和8年9月1日時点）

上記のDVDの貸出を希望する場合は、

大阪府健康医療部生活衛生室薬務課 麻薬毒劇物グループ

電話　06−6941−9078

大阪府茨木保健所 生活衛生室 薬事課［北摂地域］

電話　072−620−6706

大阪府守口保健所 薬事課［北河内地域］

電話　06−6993−3135

大阪府藤井寺保健所 生活衛生室 薬事課［南河内地域］

電話　072−952−6165

大阪府泉佐野保健所 生活衛生室 薬事課［泉州地域］

電話　072−464−9681

まで電話で予約してください。

※DVD によっては本数に限りがあるため、
ご希望どおりにお貸し出来ない場合がございます。

また、保健所ごとに取扱い DVD に違いがあるので、
貸出をご希望の際は事前にご確認をお願いします。

【8】閲覧可能な薬物乱用防止教育に関する書籍

公益財団法人日本学校保健会では、薬物乱用防止教育に関する書籍を作成し、ホームページ上で誰でも閲覧できるように公開しています。ぜひ参考にしてください。

日本学校保健会刊行物　デジタルアーカイブ

https://www.gakkohoken.jp/books/index





